一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制についての取扱い

１　選択制の対象福祉用具

　　・固定用スロープ

　　・歩行器（歩行車を除く）

　　・単点杖（松葉づえを除く）

　　・多点杖

２　貸与と販売の選択制導入に伴う対応について

　　選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が、福祉用具貸与または特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、**メリット及びデメリットを含め十分説明すること**。また、利用者の選択に当たって**必要な情報（別途通知参照）を提供する**とともに、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこと。(令和６年４月１日以前に上記１の福祉用具を貸与している利用者についても同様とする)

　【福祉用具貸与を選択した場合】

　　選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、**利用開始後６月以内に少なくとも1回モニタリング**を行い、貸与継続の必要性について検討すること。また、モニタリング結果については、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所に報告すること。

　【特定福祉用具販売を選択した場合】

　　選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認すること。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めること。

３　その他の取扱い及び留意事項等について

　　特定福祉用具販売は、原則、同一種目の複数購入及び再購入は認めていないが、「固定用スロープ」等については、複数個の使用が必要とされる場合があるため、購入を選択した場合には必要に応じて複数個支給を認める。ただし、**必要性について十分に検討**し、配置場所（個数等）及びその理由を明確にし、申請書類に記載、もしくはその資料を添付すること。

　　なお、当面の間、申請書類及び申請方法の変更はありません。

令和６年３月１５日　厚生労働省老健局　介護保険最新情報Vol.1225

「令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.1）」の送付について　一部抜粋

〇特定福祉用具販売種目の再支給等について

問98　特定福祉用具販売の種目は、どのような場合に再支給又は複数個支給できるのか。

（答）

居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合については、介護保険法施行規則第７０条第２項において「当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具販売費の支給が必要と認めるときは、この限りではない。」とされており、「その他特別な事情」とは、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給のほか、ロフストランドクラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合も含まれる。

〇貸与と販売の選択制における令和６年４月１日（以下、「施行日」という）以前の利用者について

問99　厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第94号）第７項～第９項にそれぞれ掲げる「スロープ」「歩行器」「歩行補助つえ」（以下、「選択制の対象福祉用具」という）を施行日以前より貸与している利用者は、施行日以降に特定福祉用具販売を選択することができるのか。

（答）

貴見のとおりである。なお、利用者が販売を希望する場合は福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、居宅介護支援事業者において適切に連携すること。

問100　施行日以降より選択制の対象福祉用具の貸与を開始した利用者へのモニタリング時期はいつになるのか。

（答）

施行日以降に貸与を開始した利用者に対しては、利用開始時から６月以内に少なくとも１回モニタリングを実施することとしているが、施行日以前の利用者に対しては利用者ごとに適時適切に実施すること。

〇貸与と販売の提案に係る利用者の選択に資する情報提供について

問101　福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどういったものが考えられるか。

（答）

　利用者の選択に当たって必要な情報としては、

　・利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴収した意見

　・サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し

　・貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い

　・長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること

　・短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること

　・国が示している福祉用具の平均的な利用月数（※）

　等が考えられる。

* 選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数（出典：介護保険総合データベース）

・固定用スロープ：13.2ヶ月　・歩行器：11.0ヶ月

・単点杖：14.6ヶ月　　　　　・多点杖：14.3ヶ月